



解雇される人たちの再就職支援のために開かれた説明会=7月、倉敷市

就労継続支援A型事業所

一般就労が難しい障害者らに就労の機会を提供する事業として、2006年施行の障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)で制度化された。利用者は事業者と雇用契約を結び、最低賃金

が保証される。17年3月末で約6万6千人が利用している。食品の製造販売や清掃作業などの仕事が多く、15年度の平均賃金は月約6万8千円。一方、B型事業所は雇用契約を結ばない形で、工賃が支払われる。15年度の平均工賃は月約1万5千円。

解雇された男性(56)は10年ほど前まで一般企業で働いていたが、うつ病に悩んで退職。3年前にハローワークで

再就職が決まったのは83人にとどまる。

再就職支援A型事業所は、障害者が就労が厳しくなり、給与を支払えなくなった」こと

が閉鎖の理由だった。

閉鎖で職を失った利用者は計2225人。倉敷市は7~8月にハローワークなどと共に企業の合同説明会を開いたが、9月中旬までに

再就職が決まったのは83人にとどまる。

7月末、岡山県倉敷市にある五つの事業所が一斉に閉鎖された。利用していた障害者たちが閉鎖を知ったのは、その1ヵ月ほど前だった。

事業所は3年前から今年にかけて、倉敷市の指定を受け設置。一般社団法人「あじさいの輪」と、その理事長が経営する株式会社が運営していた。チラシの封入や車手の補修といった業務をしていて、「経営が厳しくなり、給与を支払えなくなった」こと

が閉鎖の理由だった。

閉鎖された事業所は、障害者総合支援法に基づく「就労継続支援A型事業所」だった。A型事業所は3月末時点

ので事業所を自由に選べるわけではない」と漏らす。

名古屋市の株式会社「障がい者支援機構」が愛知県内で運営する二つの事業所では8月上旬、経営難を理由に約70人の解雇が突然告げられた。

けではない」としていいる。

厚労省は4月に制度を見直した。A型事業所に対し、利用者の具体的な支援方針をまとめて運営するなど運営状態だといふ。

けではない」としていいる。

けではない」としていいる。